

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

1 契約の始期

令和8年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 越山 薫

住所 秋田県南秋田郡井川町坂本字大野地237番地1

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。